

八保セ第582号
平成22年6月1日

介護サービス事業所各位

八幡浜市保健センター所長

指定居宅介護サービス事業所及び指定介護老人福祉
施設における生活相談員の資格要件について

標記の件について、別紙のとおり通知がありましたので、標記資格要件についてご注意頂きますようよろしくお願い致します。

〒796-0021

八幡浜市松柏乙1101

八幡浜市保健福祉総合センター内

八幡浜市保健センター介護サービス係

T e l : (0894)24-6628

F a x : (0894)24-6652

22長第280号
平成22年6月1日

各 市 町 長 様

愛媛県保健福祉部長

指定居宅介護サービス事業所及び指定介護老人福祉
施設における生活相談員の資格要件について

厚生労働省令等で配置を義務付けられている標記資格要件について、平成22年6月1日からは別紙「生活相談員の資格要件について」のとおりとしますので、事業者への周知についてご協力をお願いします。

なお、地域密着型サービス事業所指定事務の参考にしてください。

生活相談員の資格要件について

平成 22 年 6 月 1 日
愛媛県長寿介護課

厚生労働省令等で配置を義務づけられている指定介護老人福祉施設、指定通所介護事業所、指定短期入所者生活介護事業所及び指定特定施設入居者生活介護事業所における生活相談員の資格要件については、平成 22 年 6 月 1 日から次のとおりとします。

記

【生活相談員資格要件】

次の（１）から（４）の要件のいずれかに該当すること

- （１）社会福祉士
- （２）社会福祉主事任用資格（社会福祉法第 19 条第 1 項の規定による）
- （３）精神保健福祉士
- （４）その他、これらと同等の能力を有すると認められる次のア、イのいずれかに該当する者
 - ア 介護支援専門員
 - イ 介護福祉士であって、当該事業を行う施設・事業所に常勤職員として 2 年以上の勤務経験を有する者

（参考）

指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定介護老人福祉施設には事業所の人員基準で生活相談員の配置が義務づけられており、生活相談員の資格要件については指定基準の解釈通知で以下のとおり定められています。

- ・ 指定通所介護、指定短期入所生活介護
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 5 条第 2 項に定める生活相談員に準ずるものである。
- ・ 指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 5 条第 2 項によること。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第 5 条第 2 項では生活相談員について、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者と規定されています。

また、社会福祉法第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する者とは以下のとおり規定されています。

- ① 大学又は専門学校で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- ② 厚生労働大臣指定養成機関又は講習会の修了者
- ③ **社会福祉士**
- ④ 同等以上の者として厚生労働省令で定めるもの

↓

* 社会福祉法施行規則第 1 条の 2 で以下のとおり規定

- ① **精神保健福祉士**
- ② **大学において法第 19 条第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者**

なお、指定特定施設入居者生活介護事業所における生活相談員の資格要件については、特段の規定はないが、生活相談員としての責務や業務内容において指定通所介護事業所等他の事業所と同等であることから、同様の資格要件を求めるものである。